



マッセ・市民セミナー

「市民後見人の養成について  
～インクルーシブな社会づくりのために～」

開催日：平成24年12月7日(金)

会 場：大阪歴史博物館 4階 講堂

## 落語「知って安心！ 成年後見制度」

笑福亭 学光 氏  
(落語家)

成年後見人という落語を一席聞いていただきたいと思います。

「おい、たけ」

「なんです」

「情けないな、この仕事に就いて売上上げたことあるのか。情けない。今日はな、この浄水器や。これを高齢者に売りつけるのや。いいか、今度しくじったら辞めさすさかいにな。そうやがな、おまえはろくな仕事せえへんな。ほんまやで」「何がです」「ろくな仕事せえへんちゅうんや。この間かてそうやがな。消火器を売りに行けという。あの消火器を売るのには、『消防署の方から来ました』と言って売りつけに行くのや。そうしたら向こうの人が、消防署から来られた人やなと思って、これは消火器は買わないかんねんなと思って買うのや。それをおまえ、なんやねん」

「『消防署の方から来ました』と言って持っていったのはええわいな。何で消防署へ売りに行くんや。『間におうてます』。当たり前やがな。情けないやっちゃな。そうかと思ったらおれおれ詐欺やがな。あれも『おれや、おれや』と言うといて、向こうが『どちらさんですか』と言ったら、もう一遍、『おれや、おれや』と言うのや。すると、向こうが『ああ、ヒロシか』とか『タケシか』とか、子どもとか孫の名前を言うんや。そうしたら『ヒロシや』と言ったら、向こうはもう自分がヒロシかとかタケシかと聞いたのを忘れてしもて、『ヒロシか、どないしたんや』『いや実はな、交通事故に遭うてな』『いや、実は会社のお金使い込んで』と、向こうがその気になってお金を振り込ますというのや。それをおまえはなんやねん。『おれや、おれや』まではいいわい。向こうが『どちらさんですか』と言ったら、おまえ何て言った。『はい、おれおれ詐欺の会社のもんです』正直にこっちのことを言うてどないするのや。情けないやっちゃな。今度のこの浄水器はな。ただスポンジが入っているだけの安いもんや。そやけど、それをキャンペーン中とか何とか言って50万ぐらいのやつを30万ぐらいでぶつけてこい。ええか。今度売れんかったらおまえ辞めさすさかいな。早

いこと行ってこい」

「へえ。あーほんまに情けないな。この仕事あかんな。この年でほかの仕事もできるわけやなしに。何とかこの仕事で頑張りたいけどな。今までやった仕事、ろくな仕事やないな。さお竹売りや。さお竹2本で1,000円。2本で1,000円といたらなかなか買に行かれへんさかい飛びつくわな。『ところで、おたく、重たいものかけますか』『へえ』『どんなもんかけます』『布団』『布団やったらこの竹ざおではあきまへんな。こっちのステンレスにしときまひょうか』それで、ステンレスをその長さにウィーンと切ってしまうのや。切ってから、これが3万です、4万ですと言っても、もう切ってるさかいにな、なかなか断られへんな。これが手がやがな。なかなかよう売らんんだな。そうかと思うたら、リフォーム詐欺やがな。『屋根ちょっと見ましようか。床ちょっとおかしいことおまへんか。白アリがいまっせ』。おってもおらんでもおったと言はんや。それからどんどんどんどん契約をしてくのや。1回はまったらもうこっちのもんやがな。しかし、これもうまいこといかなんだな。どこ行ったらええのやろな。分からんな。ちょっとラジオでも聞いてみたら」。ピッ。

「それでは、ニュースをお知らせいたします。尼崎の事件の続報です」

「ああ、尼崎の事件な。あれも不思議な事件やがな。複雑な事件になっているな。もう一遍ラジオ聞いたろ」。ピッ。

「それでは、介護百人一首の時間でございます」

「介護百人一首。あまり聞いたことないけどな。NHKか。介護百人一首というのをやってんねんな。百人一首、三十一文字かな。五、七、五、七、七やっただかな。そんなもんや。どんな介護の百人一首があるのかな」

「たくさん頂いております。それではまずご紹介させていただきます。和歌山市の方でございます。この方はご主人が認知症になっているということです。ご主人と買い物に行ったり、病院に行ったり、車いすを押しながら頑張っておりますといただいております。そこで一首『ただいまと幼子のようにわれを呼ぶ あなたを支え後ろにいるのに。』」

「なるほどね。頑張ってるんやなあ。」

続きましては、この方でございます。高松市内の方でございます。母を介護して3年、先月母が亡くなりました。娘さんからですね。そこで一首『3年で介護が終わると分かっていたら理想の娘を演じていたのに。』」

「あなるほどなあ。介護した人でないと分からないやろなあ。」

「続きましては、この方でございます。大阪市内ですね。大手町の団地にお住まいの方です。これは子どもさんです。『近所にタガカズエさんという88歳のおばあちゃんがいます。僕にはもうおばあちゃんがいてませんので、おばあちゃん、おばあちゃんというように、親しくさせていただいております。そのおばあちゃんが1年前から認知症になりました。でも団地のみんなで助け合って、そしておばあちゃんがこの団地でまだしばらく生活ができるようにということで、みんなが代わりべったんにおばあちゃんのところに行っております。そこで僕が作った一首です。『おばあちゃん、忘れてもええねんで、何千回でも教えてやるから』」。

「介護している人でないと分からないわな。これ読んでいる間、BGMが本当はかかんねんけどな。それもかからなんだな。しかし、どこに行ったらええのやろな。このままどこへ行こうかな。ちょっと待てよ。大手町とか言っていたな。ここはNHKやな。この近所やな。タガカズエさんとか団地とか言っていたな。よっしゃ、このおばあちゃん探して行ったら。ちょっと認知症になっていると言っていたな。ここやな」。ピンポーン、ピンポーン。

「はいはい、どちらさんですか」

「あの、宅急便です」

「はい？」

「宅急便です」

「宅急便は、うちは用事ないわ。宅急便屋さんですか。本当に宅急便屋さんですか」

「うん、そうや」

「運送屋さんですか」

「はい、そう」

「誰や」

「おれやおれや」

「おれやおれやでは分からんがな。あんた誰やな」

「宅急便です」

「宅急便屋さん。宅急便さんが何しに来たんや」

「おばあさんが浄水器をお買い求めになったので持ってまいりました」

「浄水器？ わしは買うてないわ。あんた、誰や」

「運送屋です」

「運送屋か。何しにきたんや」

「おばあちゃんが浄水器を注文されたので、浄水器を持ってまいりました」

「ああ、浄水器。わし頼んだかいな。いや、どうやろな。で、あんたは誰や」

「運送屋です」

「ああ、運送屋さん、そうかいな。ほんで何しに来たんや」

「困ったな。この浄水器をおばあさんが注文されたので持ってきたのです。ほんでここに契約書がありますので、ここに判をいただけますか。それで銀行の口座番号が分かればここに書かしてもらいますので。ありましたですか。どうもどうも。ここに書かしてもらいます。これでいいのですね。ありがとうございます。それからおばあちゃん、ここに判をお願いいたします。いや、ここにね。判が要るのです」

「わしゃ、朝ご飯やな」

「それはパン。おばあちゃん首につっている、そうそうそう、それですがな。それをここに押させていただきまして、これで銀行からこの浄水器のお金は引き落とされることになりますので。ほんならまた浄水器は係の者が取り付けにまいりますので。さいなら、ごめん」

「ちょっと待った」

「ああ、びっくりした。帰ろうと思ったら。あんた誰や」

「私は成年後見人です」

「えらい突然や。セイネンコウケンニン？ 青年後見人ってえらい年いった青年後見人やな」

「その青年後見人でございませぬ。私はこのカズエおばあちゃんの後見人なのです」

「どういうこっちゃ」

「実はこのおばあちゃんは若いときにご主人を戦争で亡くされて、それから子育て、お子さんを育てたのですが、その子も早く亡くなりまして一人です。ずっとこの団地に住んでいるお方でございました。それから近所の人とは仲良く、いろいろなお世話をされた方ではございますが、1年ちょっと前に認知症になりまして、それで周りの人たちがこれではいかん、でもここに住ませてあ

げようということで、この成年後見人制度を知りまして、市町村とか府庁にお願いして、市民後見人として選ばれたのが私でございます。おばあちゃんの財産管理から、デイサービスとかそういうところを利用する、そういうのが全部私の理解がないと使えないわけでございます。ですから、この浄水器もこれは契約は無効ということになります」

「でも判は」

「判は押していますが、私の理解がないとこのおばあちゃんは契約はできないことになっております」

「えーっ、せっかくここまで来てやっと思えるかなと思ったのに。分からんな。そやけどおれも本当はこんな仕事をしたくないねん。おれもリストラされて、50代でどんな仕事が見つかる。今日は勘弁して許してえな。あちこち仕事も探したのやけれども、もうこんな仕事しかなかったんや。もう警察にだけは言わんようにしてくれるか。頼む、警察にだけは言わんといて」

「まあ、あなたの話を聞いていたら根っからの悪い人でもなさそうですね。ほんならまあ水に流しますわ」。

浄水器だけに水に流す。それではおちになりませんな。

「まあ水に流していただけたらうれしゅうございます。私ももうこの浄水器を持って帰って」

「持って帰ってどないすんねん」

「持って帰って、家の水道に付けます」

「家の水道に付ける。こんな何もJISマークも何も付いてない、偽物を付けてどないすんねん」

「これで足、洗わせていただきます」

ありがとうございます。

## 実践報告「市民後見人の養成と支援のしくみ」

堤添 隆弘 氏

(大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 副部長)

### 1. はじめに

今からお話する内容につきましては、いわゆる権利擁護と言われるものです。権利擁護といっても、字面だけ見ても難しい言葉です。私も大阪後見支援センターの職員になって、権利擁護とは一体どういうことかと日々考えています。

自分の中で整理をしているのが、結局は当たり前の話だということです。今晩何を食べようかとか、次の週末どこに遊びに行こうかなとか、今度給料が入ったら何を買おうかとか、自分の生活については全部自分で決めて行動したい。これは誰もが思う当たり前の感情だと思います。ただ、みんながみんな自分で決めて、それでうまく生活していけるかという、障がいや認知症の影響によって支援、手伝いが必要な方々がいます。

私も含めて、今日ご参加いただいている皆さんも、自分の生活は自分で決めたい。また職場、友人、事業所、サークル、身内のご家族、ご近所、親戚、商店、それぞれお一人おひとりに十人十色の社会関係というのがあると思います。そういった社会関係の中で、自分でどうやっていくかという生活を決めていく。それを手伝う。そういう活動、サポート、動き、これが権利擁護ということなのだろうとほんやりと思っています。

長年権利擁護を研究されている大阪市立大学大学院の岩間先生がおっしゃるには、いわゆる権利擁護というのは、単に衣食住の最低生活を保障するというだけではなく、また先ほどの落語にあった浄水器の被害のような権利侵害から本人を守るということだけではないということです。個人個人がそれぞれお持ちの社会関係との中で本人らしい生活、また本人らしい変化があります。人はそれぞれ年月がたつにつれて、生活状況であったり、自分の周囲の環境であったり、あらゆることが変化することが当たり前なので、本人らしい生活、本人らしい変化を支えていくことを積極的な権利擁護として推進していこうと長年うたっておられます。私もそれを聞いて本当にそのとおりでと思っています。

ます。積極的な権利擁護については、いつも意識して仕事をしていきたいと思っています。

## 2. 成年後見制度の概要

成年後見制度の概要について、説明をします。ただ、背景については、既に報道されているとおりなので、割愛します。高齢者が増えて、当然認知症を患う高齢者も増えているという内容です。大阪府の状況を見ると、昭和20年代と平成24年では全人口の構造が変わってきています。

障がいがおありの方に対する関係でお話しますと、ノーマライゼーションという考え方が普及しています。これは全国的にも推進されていますが、ご本人自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用して、安心した地域生活を送ることを確保する。例えば精神科の病院に長年入院されていた方が、地域のグループホームに移って地域生活を始められる。そういった地域移行というものが推進されています。

福祉サービスの関係でいいますと、平成12年に介護保険制度が始まるまでは、福祉サービスを利用するのは行政が行う措置制度というもので運用されていました。それが、平成12年4月以降介護保険制度がスタートしてからは、ご本人と施設や事業所、基本的にはサービスを受ける側とサービスを提供する側の両者の対等な関係による契約に基づいて、福祉サービスも順次措置から契約に切り替えていこうという動きがなされています。

契約制度であると、本人がまず利用の申し込みをします。施設、事業所は利用の申し込みの受け付けをして、お互いの希望と条件が合致すればサービスを提供して、ご本人は利用料を支払います。あくまでも対等な関係としての契約という制度に、福祉サービスも徐々に移り変わってきています。

ただ、そうはいつでも、措置制度というのは、古い昔の制度ということでは決してないと思っています。例えば高齢者であっても障がい者であっても、近親者などから虐待を受けていたり、金銭搾取を受けていたり、そういうひどい状況に遭っているにもかかわらず、ご本人の力だけではどうにもいかず、このまま耐え忍ぶしかない。そういったケースは、今も確かに地域では起こっています。それをどう解決していくかということ、やはり行政の介入、行政の措置による介入というのは欠かせないと思います。措置制度が決して古い昔の制度と



いう認識ではなくて、契約制度をベースとしながらも、今後も措置の役割というものは重要だと考えています。

### 3. 契約とは何か

人が生活する上で、さまざまな行為に関して契約が伴っています。野菜を買ってもそうですし、アパートを借りてもそうです。お金の貸し借りも当然契約に当たります。契約というのは、申し込む側と承諾する側の2者が、例えば私が「今晚のご飯のために人参を買いたいのです」と言って、承諾する側は「分かりました、この人参を100円で売りましょう」と言って、その両者の希望が合致すればそこで成立するものです。これが契約制度です。

ただ、そこで問題になってくるのが、高齢者や障がい者、その中でも判断能力が十分ではない方は狙われてしまう恐れがあります。だまされていても気付かず、何度も繰り返し被害に遭ってしまいます。「NO」と言えないし、被害に遭っても誰にも相談しない。

例えば、在宅で一人暮らしをして頑張っている知的障がいがおおりのAさん。そのAさんのおたくに最近スーツを着てぱりっとした人がよく頻繁に出入りしているのを近所の人が見かけました。近所の人がAさんに聞いてみたら、「最近すごいうれしいねん。めっちゃ優しい友達ができてん」と言っています。

もっと話を聞いてみたら、「このごろ私の友達のBさんは私の話を2時間でも3時間でも聞いてくれて、すごい気も合うねん」とAさんは言っています。何かおかしいかと近所の人が思って、Aさんの家の中に入ってみたら、それこそ先ほどの浄水器が設置されていて、何十万円という請求書が張られています。業者側とAさんもサインした契約書の写しもそこに置かれています。そんなふうのだまされてしまうことがあります。

Aさんからすれば優しい友達ができた、何時間も話を聞いてくれると喜んでいます。まさか自分がそういう被害に遭っているという認識すらないので、当然誰かに相談しようという発想も思い浮かびません。悪徳業者、悪い考えを持つ人というのは、いかにお金を巻き上げるかということに一生懸命で、知恵を振り絞って向かってくるので、それには一つ一つ対応していかなければならないと思います。その対応策として一つの有力な方法、制度が、この後ご説明する成年後見制度になります。

成年後見制度は、精神上の障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことによって、本人を保護して、権利が守られるように、法律的に支援をする制度であるというものです。あくまでも判断能力の状態が問われますので、たとえ重度の身体障がいがありの方であっても、頭はしっかりしている、自分の意思で何でも判断できる方については、この制度は利用できないことにご留意ください。

#### 4. 新しい成年後見制度

新しい成年後見制度はいつから始まったかという点、介護保険制度のスタートと同様で、平成12年4月からスタートしています。それまでは禁治産、準禁治産の旧制度で運用をされていました。その旧制度の幾つかの問題点を解決した上で、さらに新しい成年後見制度では自己決定を尊重する、自分で決めるということを尊重します。ご本人に残された残存能力を活用する。日常生活すべてに関する判断はなかなか難しいけれども、その人がご飯に対するこだわりがすごく強くて、今日の晩ご飯、明日の昼ご飯、朝ご飯を何を食べようかというのはしっかり自分で決めたい。そういう方の場合、本人に残った残存能力、すなわちご飯のメニュー、献立を考えるという部分についてはしっかりとご本人の意思を尊重して支援する。かつ、ノーマライゼーションの理念です。これらの三つの理念と、本人の保護の理念との調和です。

先日ある研修会で伺った内容を例に出します。例えば本人がアルコール依存症であるとします。精神疾患で判断能力が十分あるとは言えない状態になっています。その方が成年後見制度を利用して後見人が付いた。後見人は、アルコール依存症のご本人が、「もっと酒を飲ましてくれ。毎晩おれはビールを5本飲まないで寝られへんのや」という本人の自己決定を尊重してもいいか。または、それは何とか説明して、相談して、アルコールをやめてもらうように説得することによって本人を保護するかどうか。こんなふうに口で簡単に言えるほど安易な話ではないとは思いますが、ケースに応じて、この三つの理念と本人を保護するという理念の調和を図ることが、新しい成年後見制度として改善されています。

成年後見人の役割は、ご本人の意思を尊重して、かつ本人の心身の状態、生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産管理をしたり、必要な契約を結ん

だりして、本人を保護、支援するための制度です。

## 5. どんな場合に後見人が必要か

どんな場合に必要かという例を挙げます。相続が発生して、相続人に判断能力がない。遺産分割の話し合いができない。認知症が進行して、施設入所等福祉サービスの利用契約や預金管理を本人ができなくなった。親が亡くなって保険金が支払われることになったけれども、受取人の子どもさんご本人に重度の知的障がいがあって、保険会社の方から後見人を付けてくれと選任を求められた場合。妻の認知症がかなり進行して、これまで妻に預金管理を任せていた夫が銀行に問い合わせたら、「たとえ、だんなさんとはいえ、後見人からの問い合わせではないので、預金の中身は答えられない」と言われてしまった。ご本人に知的障がいがあって一人暮らしをしているけれども、訪問販売業者が頻繁に営業に来て、 unnecessary 商品を買わされてしまっている。こういう場合は、法定代理人としての後見人を選任する必要があるというものです。

## 6. 成年後見制度の類型

成年後見制度の中身についてご説明をします。大きく二つあります。法定後見制度というものと、任意後見制度というものです。この任意後見制度というものは、今はまだご本人は判断能力がしっかりされているけれども、今後認知症が発症したり、十分な判断能力を示せないといったときのために、予約としてあらかじめ結んでおくという契約の制度です。これは公正証書で契約をして、公証役場でこの契約を結ぶという手続きを踏みます。一方で、既に判断能力が不十分になったときの制度としての法定後見制度というのがあります。

この法定後見制度と任意後見制度はどちらが使われているかという、やはり法定後見制度の方がたくさん使われています。既に判断能力が不十分になって、今日、明日の生活に関わるという窮迫した状況で申し込むものですので、必要性が高いという面からも法定後見制度の利用が多くなっていると言えると思います。それでも諸外国に比べると、成年後見制度の普及率は日本では非常に低いと言われています。

成年後見制度と一言で言った場合には、法定後見制度のことを指すことが多いのではないかと思います。

## 6-1. 法定後見制度

法定後見制度は、家庭裁判所が選任する、後見人や保佐人と言われる人ですけれども、これらの人々が判断能力が十分ではない本人に代わって契約行為や財産管理などを行うというものです。本人や配偶者、親族などが家庭裁判所に申立てを行います。予約して、大体今は大阪家庭裁判所本庁の場合は、電話で予約した後1か月ぐらい申立て当日までかかると伺っています。

家庭裁判所は成年後見人を選任して、成年後見人は本人に対して、財産管理や身上監護を行います。成年後見人は本人の意思を尊重して、本人に代わって財産管理、必要な契約などを行って、本人を保護、支援します。親族で後見人になっている方が後見人の割合としては今も一番多いですけれども、たとえそうであっても「あくまでも他人の財産を預かって管理している」という意識を持って職務を行うことが必要と家庭裁判所から言われます。成年後見人はその職務、自らの後見業務を家庭裁判所に定期的に報告して、家庭裁判所の指示、監督を受ける必要があります。これは義務となっています。

大阪では三つの家庭裁判所でそれぞれ地域分担がされていて、そこに申立てるということになります。

最近の動向について触れますと、成年後見人を申立てたら、判断能力の程度についてお医者さんの鑑定という手続が必要な場合があります。鑑定は時間もかかるし、お金も高いと思っている方がきっと多いのではないかと思います。昨年のデータで見ると、全国では申立件数のうちの13.1%しか鑑定の割合がないのです。それ以外では鑑定は省略されて、後見人、保佐人、補助人が決定されているという状況です。

鑑定の期間も1か月以内というのが半分を超えます。判定費用も5万円以下が7割近いです。審理の期間は、家庭裁判所の中で後見人が決まるまで検討されている期間です。これも8割が2か月以内という状況です。私自身そうなのですが、数年前までは成年後見制度はお金もかかるし、時間もかかる、ハードルが高い制度だという印象でしかありませんでした。それが年々、お金も安くすむし、時間も早く決まる。使いやすい制度になっているということはまぎれもない事実であると思います。今後、権利擁護の考えが日本全国にもっと今より普及するだろうし、成年後見制度はもっと使いやすい制度になるだろう

うと思うし、なるべきだと思います。

## 6-2. 成年後見人等の権限

後見人、保佐人、補助人には必ず与えられる権限と、申立てによってオプションとして与えられる権限があります。

後見人は、判断能力がほとんどない、そういう一番重度の方に対して付く人なので、財産管理に関する全般的な代理権、取消権が必ず与えられる法定代理人となります。

保佐人は、特定の事項についての同意権、取消権が必ず与えられます。特定の事項というのは、民法13条1項に定められた法律行為というもので、九つの項目があります。これらの行為を行うには保佐人の同意が必要です。その同意なしにこれらの行為を行った場合には、先ほどの浄水器の話ではありませんが、取消しを行うことができます。その権利も保佐人には必ず与えられるというものです。また、申立てによって、さらに保佐人に与えられる権利があります。特定の事項以外の事項についての同意見、取消権が申立てによって与えられ、また特定の法律行為についての代理権も与えられます。

補助人は必ず与えられる権限というのがありません。なぜかという、補助人が付く方というのは、まだある程度の判断がご自身でできる方、比較的判断能力の低下の度合いが軽度の方ということになります。軽度の方で、ご自身で決める部分が比較的多いのであれば、その部分は自分で決めていただく。つまり、残存能力の活用という制度の趣旨にのっとって、必ず与えられる権限はないのです。保佐人と同様に、申立てによってオプションとして与えられる権限が保佐人と同様にあるという仕組みになっています。

後見人になっている人の割合は、平成12年4月から新しい成年後見制度が始まった平成12年度は9割以上が親族の方でした。それが平成23年は、9割から5割6分まで親族後見人の割合が下がっています。核家族化など、いろいろな事情がこの背景にはあります。

一方で、専門職の方の割合がどんどん増えてきて、さらにそこに加えて、法人で後見を行う団体や、市民としての後見を行う、今回のテーマである市民後見人、その他の後見人が増えてきて、今の成年後見制度が成り立っているという状況になっています。

### 6-3. 成年後見人の職務ではないこと

成年後見人の職務ではないことは、事実行為と言われる行為です。これは直接本人に対して食事の世話や、トイレ介助をしたり、車いすを押したり、そういう事実行為は後見人の仕事ではないとされています。ただ、車いすを押すという行為などは場合によっては携わることにはなるかもしれません。とはいえ、後見人の役割はあくまでも法律に関する法律行為であって、事実行為は後見人の役割ではないとされています。

例えば、日常生活において、今日の晩ご飯はファミリーマートのお弁当を食べたいと思って買った。その30分後にファミリーマートのことを忘れて、セブン・イレブンでお弁当をまた買って来た。後見人に電話をして、「二つも弁当は要らないから、セブン・イレブンの方を取り消してほしい。」と言っても、これはできない話です。このように日常生活に関する契約行為については、同意、取消権は後見人には与えられていません。

一身専属的な行為、身分行為と言われるような本人にしかできないと言われている行為についても後見人の職務ではありません。難しいところと言われていますけれども、医療行為の同意についても、後見人の職務ではないとされています。また保証人になることもできません。居所の指定権、本人が居住する場所というのは、本人の生活基盤となる非常に重要な内容です。だから後見人がよかれと思って、勝手に本人が今住んでいる賃貸住宅を解約しグループホームと入居契約を交わしてしまう。本人の居所を勝手に移すような行為は許されないとされています。あくまでも家庭裁判所の許可が事前に必要であって、それ以前に本人との十分な話し合いが必要とされています。

後見人になれないという人は、民法847条に書かれている一から五のとおりです。

## 7. 市民後見人とは

### 7-1. 市民後見人の定義

市民後見人についてですが、老人福祉法という法律がありまして、この法律の32条の2が、新たに平成24年4月1日から施行されました。そこに、市民後見人の育成、活用を図るために必要な措置を市町村は講じるように努めなさいという条文ができています。これを根拠に大阪府内においても各市町村が市民

後見人をどんどん養成していこうというふうにされているところです。

市民後見人の定義は、各学会や研究会、大学の先生などがそれぞれ定義として示しているものがありますが、国としてははっきり示しているものはありません。冒頭に話しました大阪市立大学大学院の岩間教授は、権利擁護について長年研究を深く実践されている方ですが、この方は大阪市の市民後見人の養成に平成18年度当初から関わり、市民後見人に対する造詣が深いです。この方が整理した市民後見人の定義は「市民後見人とは家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことである」ということです。ただ単に養成するだけではなくて、活動支援という部分が極めて大切だと言われています。

## 7-2. 市民後見推進事業

大阪府内で今進めている市民後見人の育成と活動支援をまとめて市民後見推進事業と言っています。この市民後見推進事業は厚生労働省が国庫補助事業化してしまっていて、大阪府内の各市町村で、市民後見人を養成しますというところがまず手を挙げます。採択されたら、当該市町村の中で市民後見人を養成することになるのですが、大阪府内の41市町村でそれぞれで養成していたら費用もかかるし、すごく大変だという部分があります。そこで、今やっている取組みとしては、大阪府内の幾つかの市町村がこの市民後見推進事業に手を挙げていますが、それらを一括して、大阪府社会福祉協議会の大阪後見支援センターが事務局を担い、養成講座や活動支援を実施しています。大阪後見支援センターだけではなく、各市町村の中で、市町村から受託した社会福祉協議会などの機関が一緒になって市民後見人を養成して支援しているというのが現状です。

この市民後見推進事業の概要ですが、まずは養成についてオリエンテーションがあり、基礎講習が4日間、実務講習が9日間という課程を踏まえて、市民後見人の養成を行います。オリエンテーションには、平成24年度は355人の方に参加いただきました。市民後見人に関心がある、1回オリエンテーションを受けてみようと思われる方は、ぜひ受講いただけたらありがたいと思います。また、お知り合いの方、ご友人の方もお誘いいただいて、権利擁護の担い手を大阪府内でどんどん増やせるように取り組ませていただけたら何よりだと思っ

ています。

養成が終わりましたら、受任調整会議というのをを行います。家庭裁判所から市民後見人を推薦してほしいという依頼が来ます。適切な市民後見人を養成講座を終えた方々の中から、この受任調整会議で専門家の方々のご意見を踏まえて決めて、市民後見人の候補者を家庭裁判所に推薦します。家庭裁判所が問題ないとすれば、家庭裁判所は市民後見人を選任して後見活動が始まるという手続になります。

先ほど極めて大切と言いました活動支援の一つが専門相談です。弁護士の方、司法書士の方、社会福祉士の方による専門相談体制をしっかりと整えます。同時に継続的にバンクに登録した方々に対する研修、後見人を受任した方々に対する研修を行っていきます。

### 7-3. 市民後見人の活動特性

市民後見人の活動特性としては、一つ目に市民と行政との協働で市民後見活動が成り立っている。継続的にサポートを行うことに、行政が深く関与していく。そのことによって、家庭裁判所からも信任を得ている。

二つ目に、市民としての特性を尊重した活動である。専門職にはない市民感覚や市民目線で地域住民の権利擁護に寄与していただくことができる。

三つ目に、地域における支え合い活動の延長線上に市民後見推進事業を位置付ける。おおむね30分以内で訪問できる距離を市民後見の活動の場として、地域福祉の担い手になっていただく。

四つ目に、きめ細やかな活動が可能となる。週1回程度の訪問で本人との関係づくりをしていただき、変化の察知やサービス内容、介護保険制度のサービスを受けていच्छゃったら、そのサービス内容が適切かどうか、ご本人が何かこうしたい、もっとサービスを増やしたいとか、そんなことを思っていないかというチェックを行う。

五つ目に、ボランティア精神に基づく市民活動として位置付けられる。これは大阪市においてもそうですが、大阪府域においても無報酬で取り組んでいただく市民活動として位置付けております。同じ地域住民同士の支え合い活動の一環として、この市民後見文化というのを大阪府内全域において普及させたい。それが、今取り組んでいる目標です。



#### 7-4. 市民後見推進事業実施市町村

市民後見推進事業は、大阪市に加えて、平成23年度に、岸和田市がまず先駆的に取り組まれました。今年度はそこに加えて、豊中市、高槻市、富田林市、河内長野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町の7市2町で取り組んでいます。目標は、あと数年後には大阪府内全域にこの市民後見文化を普及させるために、全市町村に市民後見推進事業に取り組んでいただくことです。そういう目標で、今大阪後見支援センターは、大阪府や各市町村、または社会福祉協議会、そして専門職、学識経験者の皆さまと連携させていただきながら取り組んでいるという状況です。

市民後見人を養成して、活動支援を行う。すなわち育成するという取組は、一方で権利擁護を推進し、もう一方で、地域福祉を推進する。この両者を同時に推進することができる、本当に素晴らしい取組であると認識しています。ぜひ、この市民後見活動に今後より一層皆さまのご理解をいただけたらと思います。

## パネルディスカッション「市民後見人の役割とその支援」

コーディネーター	井上 計雄	氏 (大阪弁護士会 弁護士)
パネリスト	庄司 彰義	氏 (岸和田市福祉政策課地域福祉担当長)
	橋本 香月	氏 (岸和田市社会福祉協議会権利擁護センター 所長)
	堀 克美	氏 (岸和田市の市民後見人)
	山上 時津子	氏 (大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター 所長)

(井上) 皆さんこんにちは。弁護士の井上計雄です。今日は「市民後見人の養成支援」ということで、23年度に最初に取り組んでいただいた岸和田市の具体的な状況についてご紹介させていただこうとパネラーの方に集まっていたきました。

まず、簡単にお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

(庄司) 岸和田市福祉政策課の庄司と申します。地域福祉推進を担当しています。一言で言うと、地域福祉を推進するというのが仕事になります。具体的に申しますと、今回の成年後見制度に関すること、または高齢者等の個別の相談をしたり、高齢者虐待に対応したり、地域福祉計画の策定・推進、認知症に関するさまざまな取り組みをしております。よろしくお願ひします。

(橋本) 岸和田市社会福祉協議会権利擁護センターの橋本と申します。私は、日常生活自立支援事業の担当と、法人後見事業、市民後見事業の推進ということで日々業務をさせていただいております。本日はよろしくお願ひいたします。

(堀) 岸和田市市民後見人の堀と申します。よろしくお願ひいたします。

(山上) 大阪後見支援センターの山上と申します。日常生活自立支援事業につきましても、41市町村の社会福祉協議会相談窓口や支援をお願いして一緒にしています。認知症高齢者の方や知的障がい、精神障がい、判断能力が十分でない方の権利擁護事業をしております。本日はよろ

しくお願いいたします。

(井上) 最初に導入部分で私から少しお話しします。先ほど解説の中にもありましたが、平成23年に老人福祉法が改正され、32条の2という条文が入りました。これは何かというと、後見制度の担い手を育成しなさいということです。成年後見制度の基盤整備ということで、育成と活用が市町村の努力義務だという形で明記されました。32条には、市町村長が成年後見制度の申立てをすることができるという権限を定めています。その次に、前条の成年後見制度の推進のために担い手の育成と活用に努力しなさいということです。要するに32条を受けて32条の2ができています。市町村長に申立てをして、あとは知らないというわけにはいかない、市町村は覚悟しなさいという形で32条の2が設けられているのです。

32条の2が設けられたことにより、具体的にどのように進めるのかということで、平成23年度から厚生労働省がモデル事業を始めました。これが市民後見推進事業です。最初にこのモデル事業をするときにモデル事業を引き受けるところは手を挙げてくださいということでした。もともと大阪府内では大阪市が既に先行して市民後見人の養成を行っていましたので、大阪市以外で大阪府内で手を挙げたのが岸和田市になります。23年度は一つだけでした。

そこで、なぜこの岸和田市が手を挙げて取り組んだのか。こういう事業を行うことになると行政のお金がどうなるのか、財政当局との話もあったと思います。財政当局との折衝、具体的に必要なニーズをどのように把握しているのか、そのあたりを岸和田市の庄司さんからご報告をいただきたいと思います。

## 岸和田市の取り組み

(庄司) なぜ岸和田市が手を挙げたかについてこれからお話しします。

### 1. 背景

高齢化率がどんどん増えていき、今は大体4人に1人が高齢者です。

あと20年ぐらいたつとほぼ3人に1人になっていきます。こういった今の日本の中で、認知症の人の数もどんどん増えていっています。岸和田市も同じように認知症の方が増えています。一人暮らしの方も増えていますし、高齢者世帯の方も増えています。もう少し細かく言うと、その中で成年後見制度を活用して支援をする必要がある方が、これからどんどん増えていくことになると思います。その中で、成年後見制度を活用して、支援をする必要があるけれども、この制度を活用するに当たっては、家庭裁判所で手続きをしなければなりません。例えば身寄りのない人、親族がいても疎遠になってそういった手続きができない、支援ができないという場合に、市町村長が手続きをします。市長申立てというのは、要するに市町村が家庭裁判所に成年後見制度の申立てをするということです。

市長申立ては、市町村が手続きをして対象者に成年後見人にどなたかになっていただくのですが、今までは弁護士や司法書士などの法律の専門家や、社会福祉士など福祉の専門家が後見人となる、特に市長申立ての場合はこういった方がなるのが一般的です。今回は市民後見人という新たな後見人の候補者が増えたことになります。言い換えると、対象者にとってふさわしい後見人の選択肢が増えたということだと思います。もっと言い方を換えると、より成年後見制度の活用ができるようになったということだと思います。弁護士や司法書士、社会福祉の方だけで困っていたのかというとそういうわけではなく、その方にとってこういった後見人がふさわしいといった選択肢ができるようになった、活用がよりできるようになった、市長申立てがそれによってよりやりがいが増えたということかと思っています。

## 2. 市長申立ての内訳

岸和田市は平成15年に初めて市長申立てをし、平成17年度から年間7件ぐらい、市長申立てをやってきました。昨年度は8件で、ほぼ同じぐらいの件数でしたが、今年度は先月末で11件の申立てをしました。昨年までと比べるとほぼ2倍の件数の申し立てをしていることとなります。このままいくと、今年度は15～16件ぐらいの申立てをします。

います。最近家庭裁判所に行くと、若干「また来たのか」という雰囲気もある中で、よくいっているなという感じになっています。

この11件でどういった方が後見人になっていただいているかというと、弁護士1件、司法書士4件、社会福祉士1件、社会福祉協議会2件、市民後見人は、まだ一人も決定はしていませんけれども、予定を含めて3件の方がなっただけということです。それぞれ、この方にとっては法律の専門家がいい、この方にとっては社会福祉協議会になってもらった方がいい、この方には市民後見人がいいのではないかと、五つのパターンでしています。ですから、その方にとってよりふさわしい後見人になる方が増えたということだと思います。

まだ3件なので、たくさんの事例があるわけではないのですが、市民後見人になってもらった方がいいのではないかというケースは、定期的な訪問で見守り中心の後見活動です。例えば、一人暮らしの80代の女性の方は、預貯金が50万円ぐらいあります。認知症があって、介護サービスを利用しながら生活してきたけれども、通帳などをすぐなくすようになって、一人での生活も不安になっています。身近に親族さんがいない。市長申立てを行って、市民後見人さんが受任をしました。財産管理を行い、必要な支払いをしながら毎週訪問を続けているうちに、本人さんとの信頼関係もできて、今まで不安感もあったけれども、だんだんなくなってきて、落ち着いて生活をするようになった。こういったケースが市民後見人としてふさわしい一つのケースとっております。

ですから、多額の財産があるわけでもなく、紛争性があるわけでもなく、虐待を受けているというわけでもなく、本当に安定していて、かつ高度な見守りがあった方がいいという場合に市民後見人になっていただいて、見守りを兼ねながら後見活動をしていくという形になるかと思えます。

では、どうやって支援が必要な方を見つけるかです。これはさまざまな相談の中で実際地域の方や民生委員が市役所に来て、「この方に後見人が必要だから市が申立てをしてくれ」と言われることはまずありません。「ちょっと地域にこういう人がいるのだけ」とか、「こんな

困った人がいるのだけれども」という相談があったときに、この方にとっては成年後見制度を活用して、支援をした方がいいのではないかという判断が、行政なり、地域包括などで必要になってきます。

### 3. 仕組みとして権利擁護検討会議

そういう判断をしようと思うと知識も要りますし、経験も行政の中でも必要になってきます。また、地域包括の方やコミュニティーソーシャルワーカー、病院のソーシャルワーカー等の方々と普段の連携が必要になるわけです。われわれ行政が、すぐに知識を持ち、経験を積んでいくことはなかなか難しいのです。その仕組みの一つとして、岸和田市が昨年度からしている会議があります。毎月1回定例で、権利擁護検討会議を昨年4月から設けております。そこには行政のわれわれと地域包括の方、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の担当者、その他必要に応じて他の機関に来てもらったり、役所のほかの課の人間が来たりしています。ここで案件を上げてもらい、成年後見制度を活用した方がいいかどうか。では活用した方がいいとなったときに誰が申立てできるのか。市が申立てた方がいいのか、ほかに方法があるのかどうか。市が申立てたときに後見人に誰がなってもらうのがいいのか。例えば法律家になってもらった方がいいのか、もしくは社会福祉協議会になった方がいいのか、市民後見人がいいのか。そういうことをわれわれ担当者レベルで毎月議論しています。また、社会福祉協議会がしている日常生活自立支援事業の方で、だんだん判断能力が低下してきて、成年後見制度に移行した方がいいという場合もここに上げてもらい議論します。

なぜこういう会議をしているかという、われわれ行政担当者は異動もありますので、今まで申立てしていたけれども、担当者が替わったらできなくなったり、担当者一人だけだとなかなか判断ができないからです。取りあえずやってみようかということでは始まったのですが、今もずっとやっていて、毎回毎回案件が出てきているという状況です。また、市民後見推進事業を昨年度からやってきて思ったのですが、これは成年後見制度をより理解する一つの方法だと思います。市長申立

てという申立て手続きしか普段はしないのですが、この事業をすることによって、一緒に研修を受けたり、市民後見人の相談機関としては社会福祉協議会が対応しているけれども、われわれも一緒にすることによって成年後見制度をより理解したり、相談力をつける。この事業を通して成年後見制度を活用できる力をつけていくことがすごく大事なことだと思います。

話はそれるかもしれませんが、例えば親族後見人が、今どこに相談できるかという明確なものがないのですが、行政の方々が力をつけることによって、市民後見人になっている方の相談も公的機関がしていくということはいずれ言われると思うので、そういったことも市民後見事業を通じてレベルアップしていくことも大事だと思っています。

#### 4. 市民後見人養成に至る背景

地域福祉計画という大きな行政計画があるのですが、平成19年度から23年度までの第2次計画というのがあり、この中で「市民後見人の養成の検討」ということを、入れていました。5年がたち、今年度からの第3次計画には「市民後見人の養成と活動推進」をしていくということを明確に入れていきます。このように、行政計画にも明確に入れることも背景としては大事なところだと思います。行政計画にも入れ、法律の改正もあり、国のモデル事業もあり、いろいろなものが重なって現在に至っているということです。

また、社会福祉協議会が数年前から独自で予算を取って、検討委員会を立ち上げていたということも背景としてあります。社会福祉協議会も熱心に取り組もうとして、検討委員会でいろいろ議論をして、体制は整ってきつつあったけれども、どうしても財源の問題がありました。そのときに、国のモデル事業として100%保障するということもあり、去年から始めたのです。

#### 5. 今後の方向

今後はやはり継続していくことが大事だと思います。また、市民後見人として準備される方をどんどん確実に増やしていくことも大事だと

思います。そして、家庭裁判所に認めてもらう。まだ始まったばかりで、実績もないですし、今は市長申立てしか市民後見人参加の受任をしていないので、市長申立て以外でも受任できるように、実績を家庭裁判所に認めてもらう。もう少し時間がかかるかもしれませんが、これも申し込みがあります。

市民後見人活動を通して、成年後見制度をもっと広げていく。もっと言うと、成年後見制度に詳しい市民を増やす、大阪府内にもっと後見人を増やしていくということになるのかなと思います。

(井上) ありがとうございます。財源の問題については、当局ともめたとか説得したとか、その辺のご苦労はいかがだったのでしょうか。

(庄司) やはり財政の話をするときに、国が一つ大きなところではありますし、先ほど申し上げた計画にもきちんと明確に基づいてしていかないとダメです。交渉する上での一つの武器にもなります。そういったところでの話合いになります。

(井上) 庄司さんが頑張って説得していただいたと思います。今岸和田市のお話で一つ非常に注目したいのは、権利擁護検討会議です。ここがアンテナを伸ばしていて、行政と地域包括、日常生活自立支援事業をしている社会福祉協議会が連携を取っています。それぞれが把握した案件で、後見人が必要かどうかというところをこの会議で検討しています。ここで行政が入りますから、市長申立てが必要だということになると次につながれるという特色があると思います。こういう検討会議でニーズを拾っていくことが非常に有効になっているかと思いました。それと、最初に手を挙げたというのは、平成19年度から地域都市計画でも位置付けを検討していたということです。最初は「市民後見人の養成の検討」ということで、消極的とおっしゃいましたが、検討した以上は次はやるしかない、やめるわけにはいかない。ちょうど厚生労働省のモデル事業と時期が合ったということもあって、ではやろうではないかということにつながったのだと感じました。



では、岸和田市の事業はどこですのかというと、岸和田市社会福祉協議会に委託ということになったと聞いております。岸和田市の社会福祉協議会は、当然、日常生活自立支援事業を社会福祉協議会として行っていたわけですが、大阪府内では1番に法人後見というのにも引き受けていました。そういうことで、日常生活自立支援事業も法人後見もするということへ、市民後見人の育成も入ってきてしまうととても大変なのではないかと思えます。もちろん育成ということで、活動支援、市民後見人のサポートということも入ってくるわけですから、大丈夫なのかどうなのかというお話も含めて橋本さんからお願いしたいと思います。

## 岸和田市社会福祉協議会における成年後見制度への取組み

### (権利擁護センター)

(橋本) 岸和田市社会福祉協議会権利擁護センターの橋本と申します。私からは、日ごろどのような実践を行っているかということを中心にお話をします。

#### 1. 岸和田市社協の概況

岸和田市の人口は、平成24年4月現在で20万2103人です。65歳以上の高齢者人口（高齢化率）が22.1%という都市になっています。だんじり祭りが有名で、あまり成年後見制度と関係なさそうなイメージだと思いますが、社協ではそういう取組みをしています。

権利擁護センターでは、日常生活自立支援事業と、法人後見事業、市民後見人養成事業の三つが大きな柱で、これが主な権利擁護センターの業務になっています。その業務について順番にご説明します。

#### 2. 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者の方、知的障がいをお持ちの方、精神障がいをお持ちの方、ご本人で契約をできる能力がある方に対する制度で、本人の日常的な金銭管理を中心に生活面への支援をする事業になっています。この契約件数等が大変伸びています。たく

さんご相談をいただくのですが、岸和田市の社会福祉協議会では「待機者ゼロ」の継続ということでさせていただいております。相談をいただきましたら、必ずすぐにご訪問に行ってお相談をお聞きするという体制で何とかやっています。

当事業利用者の特徴として、精神科の病院からの退院促進の事業等の関係もあり、地域生活への移行ということで支援することも最近たくさん増えてきています。中にはすごく若い世代の精神障がいの方と関わる機会等も増えてきています。そういう方が地域生活へ移行されてくるのですが、どうやって地域に定着していただくのかということも課題だと思っています。また、職員が地域包括支援センターの職員も兼ねているという関係もあるからかもしれないのですが、認知症の高齢者の契約件数が多くなっています。

平成12年度から事業を始めていますが、2件の契約から始まり、平成22年度で合計151件、平成23年で合計181件の契約になっています。平成24年度の10月現在では、認知症の方が115件、知的障がいの方が32件。精神障がいの方が54件で、合計201件の契約があります。年間30件ずつぐらい増加しており、とても社会的なニーズが高い制度であると感じています。

### 3. 岸和田市社会福祉協議会権利擁護センターの体制と機能

この業務をしている社会福祉協議会の権利擁護センターの体制ですが、平成21年4月から設置しており、現地域包括支援センターの委託も社会福祉協議会が受けていますが、そちらの中に併設をしている形になっています。

所長1名と専門員5名（日常生活自立支援事業の専門員）という形で配置をしています。所長と専門員に関しては地域包括支援センターの職員も兼務しており、虐待の対応やケアプラン、権利擁護センターの支援も兼務しています。日常生活自立支援事業の生活支援に関しては7名の専任を配置しています。

権利擁護センターの機能は、日常生活自立支援事業の運営、法人後見事業の運営、市民後見人の養成および活動サポートです。また、制度

に関する広報・啓発ということで、5～6年前から専門職向け、市民向けに権利擁護セミナーを毎年必ず2回ほど開催しています。権利擁護センターの業務をしていくに当たり、成年後見制度に関する相談や、実際に申立て支援を行うこともすごく増えてきています。

#### 4. 権利擁護センターの事業推進のために

なぜ、法人後見や市民後見人の養成や活動のサポートに取り組んでいるのかというと、この地域福祉活動計画で法人後見や市民後見人の養成について検討すると規定しており、それも事業の推進に結び付いた一因と思っています。

また、法人後見事業を開始する経緯としては、日常生活自立支援事業の利用者が本当に増加しており、認知症の高齢者の方を中心にどうしても判断能力が契約時よりも低下をしまして、その後、成年後見制度による支援が必要になるケースも増えてきているというところもあります。法人後見事業や市民後見人の養成をすることで後見人の受け皿が増えていくこともあり、これも今回こういう取組みを進めていく理由の一つになっていると思っています。

行政の協力をなかなか得られないということで社会福祉協議会からいろいろお話を聞くこともありますが、岸和田市の場合は幸いとても仲良くさせていただいております。先ほどもありました権利擁護の支援会議のような形で月1回定例会議を行っていますので、社会福祉協議会と行政が共に権利擁護支援に取り組むという体制づくりはとめてできていると思っています。

#### 5. 法人後見事業のながれ

法人後見事業については、社協が法人として後見人になるということで、法人後見事業というものを行っています。これは平成21年4月に事業を開始しており、現在の受任件数は7件です。内訳は、後見が男性3件、女性3件、補助が男性1件です。保佐の女性がいましたが、お亡くなりになりました。

社会福祉協議会の法人後見事業の対象者は、市内在住の方、日常生活

自立支援事業の契約者の方、市長申立て案件ということで間口を狭めた形で事業をしています。現在で7件を受任し、継続して支援をしています。このうち日常生活自立支援事業からの移行の方は5件います。6件が市長申立ての案件ということで受任しています。

ここに関しても運営委員会、受任調整会議等を設置して、弁護士、社会福祉士という専門職団体の方や精神科の医師も入っていただいて、連携しながら事業を進めています。

相談ケースについての協議をする場として、岸和田市との権利擁護支援会議があります。その後、法人として受任するのが適当なのかどうかということで受任審査会をするようにしています。その中で、法人後見がいいというケースに関しては、その後、家庭裁判所への申立てを行い、最終的には家庭裁判所が法人後見で受任するのが適当だということになれば受任が決定するというながれになっています。受任が決定した後、身上監護計画、財産管理計画を作成し、家庭裁判所へ報告しています。

活動については裁判所の指導に従うということで行っています。また、必要に応じて、事業運営委員会を開くことで相談や報告を行いながら、事業を実施しています。

## 6. 市民後見人の養成および活動のサポート

市民後見人の養成と活動のサポートは、社会福祉協議会独自で平成21年度に市民後見人の養成についても検討しようということで委員会を立ち上げていましたが、大阪府で同じような形で取組みを始めるということで、そちらと共同して行った形になります。

岸和田市では平成23年度から市民後見人の養成事業がスタートしています。こちらは国庫補助事業の「市民後見推進事業」に採択され、昨年度1年間かけて養成を行い、現在16名のバンク登録者が誕生しています。

平成24年度は市民後見人の養成講座も継続して行っているのと同時に、活動のサポートも始まり、市民後見人の受任件数が現在2件です。予定が1件あり、3件受任が決まっていくと思っています。

活動のサポートについては、受任調整会議が月1回設けられています。専門職相談ということで、こちらは市民後見人に対する具体的なサポートの相談も設けられています。そういった中でしっかり活動ができる体制をサポートしています。

実際にバンク登録していただいた方に対しては、2か月に1回程度のペースで登録者研修を行い、継続してサポートをしています。

平成23年度の最初は大阪府、岸和田市、府の社会福祉協議会、市の社会福祉協議会の4者で協働して実施し、初年度スタートは、不安もあった中でスムーズに市民後見人の養成に取り組めたと思っています。府の社会福祉協議会に関しては、平成24年度も受任調整会議や専門職の相談ということで、引き続きいろいろサポートしていただける中で事業が進んでいます。

市民後見人の養成に取り組んでみて、やはり顔の見える関係や身近な立場で制度が必要な岸和田市民の方、そういう制度が必要になった方に対して支えることができる権利擁護の仕組みの一つであり、それができたことはすごく意義があることだと思っています。また、バンク登録者の方が16名とお伝えしていますが、今まで地域活動に携わってこられなかったような方も実際には登録してくださったこともあり、本当に新たな地域福祉活動の一つとして社会福祉協議会が取組を進めていっているという意義を感じています。

平成24年度からは、7市2町が新たに加わり、大阪府域へこの取組みを広げていくことにしています。これからもどんどんそういう形で市民後見人の制度が根付いていけばいいと思っています。

## 7. 社会福祉協議会の強みを生かして

社会福祉協議会が市民後見人の養成や法人後見事業に取り組むことで、地域からの信頼性の高さや、日常生活自立支援事業で蓄積した相談援助技術、地域との関係機関とのネットワークや連携、日常生活自立支援事業からの切れ目ない支援、安心・安全・公平な事業実施が可能ではないかと思っています。そういう意味でも、社会福祉協議会として取り組むべき意義がとてもある事業だと思っており、これからも事

業を推進していきたいと思っています。

(井上) ありがとうございます。「大変ですか」と聞いたら「大変です」となりますね。あまりそれを聞いても仕方がないのですが、頑張っているというのはよく分かります。

日常生活自立支援事業が非常に多く、岸和田市は待機ゼロです。日常生活自立支援事業の待機者をつくらないということで取り組んでいます。当然、日常生活自立支援事業で支援して、判断能力がなくなって代理権の行使をしないといけないというところ、日常生活自立支援事業では賄えないということになってくると、それは成年後見制度の役割になってくると思います。そこにうまくつなげていける。事案に応じて、自ら法人後見もやっていくということで、行政とも連携を取った上で、この案件が法人として受けるべき案件なのか、市民として受けるべき案件なのかというあたりについても検討できる。そういう意味で、市民後見人の担い手を増やすということによって、よりご本人たち、市民の皆さんの権利擁護が図れるということで頑張っていた感じでした。

当然、市民後見人を養成して、活動を支援していきます。養成しただけでは駄目なのです。当初、市民後見推進事業についても全国的に手を挙げて、23年度に取り組んだのが37市区町です。ここでは市民後見人の養成という話で捉えられました。つまり、養成すればいい。取りあえず研修をやって、あるいは研修をどこかで受けてきてもらって、市民後見人として登録してもらい、市民後見人を養成しましたというところが出たわけです。

それでは困るところがあったので、厚生労働省は平成24年3月27日付けの事務連絡を出し、市民後見人の育成と活用というところで活動支援が重要なのだと明記しています。つまり、受任した後の支援がないような体制ではとても裁判所も選任できないということです。やはりバックアップ体制をきちんと整える必要があるということをお互いに事務連絡で出したわけです。ですから、市民後見人の養成という場合には、当然養成をした後に受任調整というのが必要です。どう

いう事案にどの市民をマッチングさせるのがいいのか。ここが一番大事なのです。誰でもいい、登録する名簿順にすればいいという話ではないのです。それぞれの個性がありますから、この案件についてはこの市民後見人がふさわしいのではないか、この人は合わないのではないかな。その辺をきちんと受任調整会議で行うことになります。

そして、マッチングさせたからそれで終わりというわけにはいきません。当然その後もいろいろな悩みを後見人は持ちますので、それについてサポートしていくことも重要です。われわれは弁護士で専門職といわれていますが、弁護士会でもサポートをしています。弁護士が後見人になったときでも、自分が後見人として職務をやっている間に、「こんなことが出てきたのだけどどうしたらいいのだろうか」ということをほかの弁護士に相談する体制を作っています。委員会があり、その部会で話もできますし、メーリングリストがあり、その中で、こういうのはどうしたらいいだろうという相談が上ってくると、みんながいろいろな知恵を出し合ってサポートをします。専門職ですらそういう体制を持っているわけです。まして市民の皆さんに後見人を引き受けていただくという場合には、そのサポート体制は不可欠なものです。これは別に市民が頼りないとか、そんな話ではないわけです。そういう体制をきちんと作ってサポートをして、最終的に被後見人であるご本人の権利を守っていくことが重要になってくるわけです。そういう形で市民後見人を養成し、これを支えていくことで、行政、社会福祉協議会、われわれ専門職が連携してサポートをしていく、関わっていく体制ができていくわけです。

そこで、その体制の中で、この10月から市民後見人として実際に活躍をしていただいている堀さんに今日お越しいただきました。市民後見人になぜなろうと思ったのかということから、実際どういう活動をされているのかということも含めてご紹介いただければと思います。

## 市民後見人として活動して

(堀) 堀克美と申します。特に大した知識もないので、市民後見人として勉強し、少しでも自分のスキルアップができたらいいなと思って参加し

ました。私は現在ケアマネジャーをしているのですが、最近認知症の人がすごく増加しているのを感じています。

市民後見人として活動するに当たり最も大切にしたいこと、私が初めに担当させていただくこととなったこと、これまでのあらましをお伝えしたいと思います。

## 1. 初めに担当した事例

岸和田市内の施設に入居しておられる89歳の女性で、ご主人に先立たれ、遠くにご兄弟はいるのですが疎遠になっているという方です。市長申立てが行われて、私が市民後見人に選任されました。

初回の訪問は、岸和田市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を使っておられる方なので、その担当の方と同行して施設を訪問しました。本人は初め、何の用事で来たのか全く分からないので、とても不安そうに私の方を見ておられました。それでもその方のお部屋に一緒に行かせていただくと、ベッドに腰掛けて私をご自分のベッドの横に腰掛けるようにおっしゃってください、あまり差し障りのないような簡単なお話をできるだけするようにしました。その方は京都出身の方らしく、京都弁が言葉の端々に出ていました。後で担当のケアマネジャーにお聞きすると、精神的に不安なときはよく京都弁が出るということでした。やはり私の訪問で緊張させてしまったのかと思いました。その夜は少し興奮して微熱が出たということで心配しました。

2度目の訪問は、今度はあまり興奮させてはいけないと思い、短時間にして、本人の気持ちに負担をかけないようにしました。

3回目の訪問時は、認知症の方なのですが、私の顔を覚えてくださっているような感じで、「あんた時々来てくださる方やね」とおっしゃったのでうれしく思いました。1週間に1回ぐらいの頻度で訪問しているのですが、顔を覚えてくださっているみたいで、最近は訪問したらすぐに笑顔で迎えてくださるようになって、こちらも訪問してよかったと思うようになってきています。

ご本人にとっては何をどうしたいかという判断はなかなか難しいと思いますが、会話は少しできる方なので、面談することで、どのような



ことが好きか、どのようなことは嫌なのかということをお話の中から探るようにして、本人の気持ちを少しでもくみ取って支援していけるようにと思っております。

## 2. 受任後の支援と困ったこと

受任後の支援については、弁護士の先生や司法書士、社会福祉士による専門職の相談を定期的に受けることができました。日常的な相談については岸和田市の社会福祉協議会で、自分が困ったと思ったらすぐに聞きに行くことができ、安心して引き受けることができています。困ったことは、初動期の優先順位が、自分で勉強しているつもりでしたが、分からなくてパニックになり、順番が後先になったりして、結局もう一度訪問したり、ロスがありました。

銀行の手続などは銀行によって違うと聞いていましたが、全くそのとおりで、銀行の担当者がマニュアルを片手に対応するということは、まだあまり浸透していないのかなと思いました。そのときも銀行の担当者が分からないということで、電話の問い合わせをしたときには聞いていなかったことが、直接会ったときに実はこうなのですということがあり、慌てて作業したり、行動しないといけないこともありました。

## 3. 市民後見人に関心を持っている方に伝えたいこと

市民後見人として初めはとても不安がありましたが、専門職の方、市の社協の方が親身になって時間を割いて相談して下さいますので、思ったより安心して活動できています。そのように相談窓口がありますので、安心して活動に入れると思います。

(井上) 堀さん、仕事は持っておられるのですか。

(堀) ケアマネージャーで、日々ばたばたしております。

(井上) 仕事を持っていても十分市民後見人としての活動をされているという

ことですね。ありがとうございます。

このように仕事の合間を縫って、最初後見人を受けたときに、選任されて、審判が出て、2週間を経過すると確定ということになり、そこから効力が生ずるわけですので、そこから動き出します。ただ、登記事項証明書というのが確定してから家庭裁判所が法務局に囑託しますので、入手できるのがさらに10日間ぐらい後になります。登記事項証明書を取って動くことも出てくるのですが、最初の間にいろいろなことをしないとはいけません。

例えば、金融機関においては、ご本人が持っている口座の銀行に届け出をする。後見人として選任されましたから、今後私が管理をします、出し入れしますという届出をしにいくということがあります。当然銀行ですから、平日の9時から3時という時間内に行かないといけません。それから役所の関係です。役所の関係でも後見人として選任されましたので、今後重要な書類等は私の方に送っていただいたらいいですという送付先の届け出をします。これは介護保険や健康保険の関係、年金は年金事務所ですが、そういうところで後見人の届出、送付先の届出をします。これもお役所ですから、当然平日の9時から5時までの間に動かないといけません。うまく自分で1日で回ろうとスケジュールを組んでいただいたらいいわけですが、最初の1週間くらいはそういう形でばたばたすることはあると思います。

その辺が落ち着くと、1か月以内に財産目録の調製とあって、裁判所に財産目録を出さないといけません。これについても当然センターでサポートして、確認して、こういう形で出したらいいというのも全部まとめることになります。

あとはルーチンで週に1回会いにいきます。ここで大事なことは、自己決定の尊重、自己決定を探るところです。ご本人の意思がどこにあるのかを探るのです。今、堀さんからお話がありました、何をしてほしいとか、何をしてもらいたくないのか、このあたりをいろいろな形でご本人との話の中から探っていきます。してほしいことについては、それは法律行為として後見人がしないといけないところは契約なり何なりで手配していきましょうということになっています。

堀さんは、弁護士のように法律知識があるわけではない、普通の市民です。その市民が同じ目線でご本人に寄り添うのです。ここが重要なところだと思います。それができる。そのためには研修をきっちり受けていただいていますけれども、それを踏まえて市民としての目線で活動することが大事になってくるわけです。それを実践していただいているということになります。

この仕組みを、複数の市が集まって、大阪府が中心になって取り組むというシステムに移すのです。私は個人的にはブロック型とっています。大阪市の場合は単独型です。単独型ができる市はやっていただいたらいのですが、なかなかそうはいかないところは幾つかの市が集まってブロックでやる、あるいは都道府県がとりまとめてやるという形で移行させる。仕組みが必要だと思っています。そういう形で大阪府が取り組んでいただいたということになります。

この意味では、大阪府、大阪府社会福祉協議会の後見支援センターがこれに取り組むということで腹をくくっていただいたということで、大阪府を非常に評価したいと思います。腹をくくったのならもう少しお金を出してと思うところもありますが、そういう形で、平成23年度は岸和田市が大阪府のスキームの中で取り組んでいただきました。

24年度からは、7市2町（岸和田市、豊中市、高槻市、富田林市、河内長野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町）です。そういう形で取組をしていて、養成とサポートについては府の社会福祉協議会に委託して実施しています。その中で、岸和田市社会福祉協議会と今年度は豊中市社会福祉協議会がそれぞれの市から委託を受けてこれに取り組むという形で行っております。

この中核となっているのが大阪後見支援センターで、ここにブロック型と先ほど言いましたが、全国でこういう形を取っているところは大阪が初めてです。大阪市のスキームは理想的なスキームだと思っています。これをブロック型に変えた大阪府のスキームも理想的な形です。これを全国に広げていかないといけないと思っていますところ。そのあたりで、府の社会福祉協議会が頑張っていて取り組んでいただいているところで、養成事業を行う意義、あるいは日常生活自立支援事業と

成年後見の関係や、これから取り組んでいかれると思われる市町村社協に対する期待等について、大阪後見支援センターの山上所長からお話をいただきたいと思います。

## 判断能力が不十分な人を支える権利擁護制度

(山上) 私どもは大阪府社会福祉協議会の後見支援センターで、府域の41市町村社協に日常生活自立支援事業を委託して実施していただいています。それに加え、権利擁護相談も15年間ずっとしてきています。そういう事業を通じて、大阪府社協後見支援センターが市民後見制度が絶対要ると感じたところをお伝えしたいと思います。

### 1. 背景

こういった事業を通じて、支援者のいない認知症高齢者の方や地域に移行して暮らしている障がい者の方たちがどんどん増えていますが、安心な暮らしを支える制度が十分活用されていないということを実感する事例が非常に多くあります。それは虐待とか権利侵害とかはもちろんなのですが、そういった事態にはなっていないけれども、セルフネグレクトという状態や、自分から助けてと言えない、言っていくところが分からないということで、結果的に非常に深刻な事態になっています。例えば年金を持っているのですが、おかずを買いに行くことができない、米を買いに行くことができなくなっておられて、周りの方がそれを分からなくて、骨と皮がくっついている瀕死の状態で見送られることが多々あります。

そんなことで、制度があっても、それをつなぐ方、もっときめ細かく見守れる方が必要な時代になっているのだと痛感することが本当にたくさんのお事例でありました。それは府域全体の問題であって、市が取り組んだだけではいけません。府域全体でそういう制度や仕組みを作っていないといけなくて痛感し、権利擁護事業をやっているのだからそういう事業に取り組んでいかないといけないと思った次第です。

しかし、市民後見人を養成するには、携わる方のマンパワーが必要に

なりますし、法律や福祉の専門職の支援も欠かせません。また、家庭裁判所との調整も必要であって、41市町村がばらばらに自分のところでしたのでは、現実的には実施することも困難ですが、非常に無理があると感じました。

また、小さな自治体もありますし、岸和田市のように前向きに取り組むようなところもあるのですが、財政力や地域事情、いろいろな意識の違いもありますし、非常に格差があるというのが現実です。こういったことから、広域的な機関であって、15年にわたって権利擁護事業をしているならば、その必要性は十分分かっているわけですから、しっかりと府の社会福祉協議会が支援するような仕組みを作って、市町村の方や府の方、市町村社協の方や専門職団体の方に力を貸していただく形でやっていけば、研修や支援の内容、質も中身も内容も十分担保できると考えました。

しかも、スケールメリットがありますので、かなり安く、予算もそんなに食わずにやっていける部分がありますので、少ないコストで良質な事業を実施できると考えまして、そうなる各市町村も取り組みやすいと考えて、実は23年度に入る2年前から、皆さんに参画いただいた勉強会、検討会をやっておりました。23年度から始めようとしていたら、くしくも国が、モデル事業ではありますけれども、予算をつくってこういう事業を始めるということで、同時に国の予算を使いながら実施できることになったわけです。

日常生活自立支援事業を契約して支援を受けている方も、判断能力が低下すれば契約能力がなくなっていけば、後見制度を使わなければならない。代理権が必要だという状態になると何回もお伝えしております。契約した当時は結構大変な問題を抱えて日常生活自立支援事業を利用された。そこにつながれたという方が多いわけですが、実際に市町村社協のきめ細かな支援を受けていく中で、多重債務や公共料金の未払い、福祉サービスの不払い、家賃の滞納などの問題が徐々に改善されて、あとは日常の支援を受ければ穏やかな暮らしが続けられるという状況になっている方がたくさんおられます。

こういった方が判断能力が低下した場合に、市民後見人による身近な

支援を受けることができれば、市町村は切れ目のない支援を市民に提供できることとなります。こういった状況からこの事業に取り組むべく皆さんにご協力をいただいて、準備を進めて、昨年から実施に至ったということになります。

## 2. 判断能力の不十分な方を支える実効性のある権利擁護制度

判断能力の不十分な方を支える実効性のある権利擁護制度としては、未成年後見制度もあるのですが、成年後見制度と日常生活自立支援事業というのが、よく似た内容を持った、よく似た支援ができる事業です。ただ、全く違う内容も含んでいます。

今ご紹介しているのは、成年後見制度の中でも法定後見制度ということです。これは民法に基づく制度ということになります。このような新しい成年後見制度がスタートしたのが平成12年でした。なぜかという、福祉サービスが措置制度という位置付けから、契約制度といって、ご本人と契約して契約行為をして利用する制度に介護保険制度以降変わったからです。

ただし、成年後見制度がスタートしたからといって、4月1日からの介護保険制度にはすぐには間に合いませんので、半年前に日常生活自立支援事業、旧地域福祉権利擁護事業という名前でしたが、そういった事業が始まって、両方で両輪のように判断能力が不十分な方を支援する仕組みが作られました。

このように事業者と利用者が契約する制度になったわけですから、正しい情報が入手できなかったり、本当に必要な契約なのかどうか、自分がどんなことが必要なのかということがはっきり分からなかったり、相手の言いなりになったりするという判断能力不十分な方は支援が必要なわけです。

日常生活自立支援事業というのは、今お話したような事情から、あの県にはないとか、ここの市にはないという状況ではいけないわけです。だから、社会福祉法に位置付けられた第二種社会福祉事業として都道府県や政令市の社会福祉協議会が実施主体としてしなければならない事業というふう位置付けられました。ですから、私どもが実施主体

になって、皆さんに身近な市町村社会福祉協議会等において相談の窓口や実際のサービスをしていただくという仕組みになると思います。

### 3. 日常生活自立支援事業

後見制度についてはいろいろお話があったのですが、日常生活自立支援事業については今回あまりお話する機会がありませんでしたので少し紹介します。それから、この支援を受けていても成年後見制度が必要になっていくという場合についてご紹介します。

日常生活自立支援事業のベースは、作られた目的からいえば福祉サービスの利用援助がメインの事業です。本当はそうなのですが、日常的な金銭管理サービスのニーズが高く、今はこの事業ではないかと思われるほどに利用者が伸びています。福祉サービスの利用援助がベースになっていて、福祉サービスの利用料なども払えるように、また公共料金や家賃なども払えるように、日常の金銭管理サービスをする事業として、付帯的なサービスとして付いています。それから定期預金、印鑑、年金証書などをなくされて非常に困っておられる方も多くので、大切なものを預かるサービスということで、3本立てで事業をやっています。

事例として先ほど申しましたように、たくさんの方が本当に自分自身で助けを求められなくて、周りの人が気付いてくれるまで悲惨な事態になっていて、場合によっては命が危ない事態までになる。近所のお付き合いがなかったり、ご親族と縁が切れていたり、本当にお一人で誰の支援も受けられない状態で認知症になっているということがあります。そういった中で、例えば年金証書や通帳などを毎日探してへとへとになっておられたり、金融機関に毎日のように再発行して欲しいと言に行かれたり、近くの交番に「盗られましてんわ」と再々行かれたり、大混乱という状況があります。しかし、この事業を利用させていただくことにより、信頼関係が徐々にできていき、支援を受けることによってだんだん落ち着いた生活になられるということがあります。

日常生活自立支援事業ができる範囲の支援と、それを少し超える支援とがあります。こういった判断能力不十分で暮らしておられる方は、支援者がいない場合は、やはり成年後見制度と両方の制度の中身を知っていただいてうまく使っていくことがとても大事になります。

事業は、専門員と生活支援というものが各市町村社協に配置されておりまして、専門員がご相談を受けて契約を結び、その方とよくご相談して支援計画を作成します。生活支援員は実際の支援に当たります。例えば契約どおり、週1回その方のご希望の5,000円をおうちに届けたり、知的障がいの方などは自分でできるようになりたいので、一緒に金融機関に行って、週1回お金を引き出して、ご本人が管理できるように支援していく、そういうきめの細かい支援をしていきます。

それから、契約できる方ですが、判断能力は低下していますから、厳正に事業が実施されないといけません。もちろん府の社会福祉協議会でも実地調査等に行きますが、運営適正化委員会というのが社会福祉法で定められています。この運営適正化委員会にはたくさんの専門職（医師、社会福祉事業、弁護士など）が入っていて、この事業が適正にされているかどうかを監視する仕組みになっています。内部けん制機能ももちろん作っていただきます。例えば銀行の通帳と印鑑を別々の金庫で預かっていただき、管理責任者を別々に定めていただくこともやっています。運営適正化委員会からも監視を受けているので、年に何回か委員が実地検査に各市町村の社会福祉協議会に行かれます。こういった事業を通じて、週に1回お会いしたり、もっと頻繁に毎日電話をかけてこられる方ももちろんいるのですが、利用者の生活状況の変化も察知して、例えば病気になったとか、どうもやせてきて最近体調が悪いとか、あるいは、見慣れない布団とかがたくさん届いているとか、変な請求書が来ているとか、そういうことに気が付いたらできるだけ早期に適切な対応をしていきます。消費生活センターなどで対応していただく場合には、そういうところにつなぐということも含めてしています。



#### 4. 日常生活自立支援事業の大阪府の特徴

日常生活自立支援事業の大阪府内41市町村の状況は、全体としても右肩上がりです。大阪府の特徴は、認知症高齢者と、知的障がい者と精神障がいの割合がほぼ半分になっていることです。大阪府では全国に比べても障がい者の方の利用がかなり多いです。利用者もどんどん伸びているので、今年度中には多分全域で2,000人に達すると考えています。この事業は在宅の方だけではなく、施設や病院に入っている方も使えます。在宅の方が多くを占めていますが、グループホームや福祉施設の方も利用されています。

それから低額な料金で利用できる事業になっておりますので、低所得の方が多く利用されています。お一人の方が多いです。この事業の特徴として、95%は低所得者です。利用者の2人に1人は障がい者です。利用者の4人に1人は福祉事務所からの相談が多いですが、行政機関からの相談です。高齢介護の担当の方、障がい担当の方、あるいは人権担当の方などからのご相談もあります。利用者の6人に1人が経済的虐待等の権利侵害を受けているケースであるということで、この事業を利用することによって虐待予防になったり、対応になることがあります。ですから、非常に身近で使いやすい事業ということです。

10月から障がい者虐待防止法が施行されたのですが、国のマニュアルには、権利擁護事業として、成年後見制度を使いなさいとあります。これは法律の条文に入っていますけれども、加えて日常生活自立支援事業も活用するようにと書かれています。

日常生活自立支援事業でどのような支援をするかは大体ご紹介しましたが、支えきれないところはどこかというところ、法的な知識や権限を持って対応しなければ対応できない場合です。それから、日常生活自立支援事業で契約する力が失われた場合です。大きくこの二つが日常生活自立支援事業だけでは無理なので、成年後見制度を利用する必要があります。この事業の専門員は、そういった成年後見制度の利用が必要になった場合には、それを支援するという役割も担っています。

## 5. 日常生活自立支援事業と成年後見制度の比較

日常生活自立支援事業は厚生労働省が所管しています。成年後見制度は文部科学省の所管です。法的根拠としては、社会福祉法と民法の違いがあります。また、最初の申し込みをしたり、相談したりするところが、日常生活自立支援事業は市町村の社会福祉協議会です。成年後見制度は裁判所に申立てることが必要です。

支援の内容については、よく似た部分を担っているのですが、法的権限が必要な場合は成年後見制度の支援が必要ということです。共に判断能力が不十分な人を支える仕組みではあるのですが、両者の違い、特徴、いいところをしっかりと踏まえて活用していただくことが必要だと思っています。

- (井上) ありがとうございました。日常生活自立支援事業と成年後見。われわれは法定後見、任意後見、日常生活自立支援事業、財産管理委任契約は4本柱という形でいつも捉えるのですが、日常生活自立支援事業というのは非常に有効ではありますが、判断能力低下によって限界が出てきます。そうすると成年後見を使わざるを得ません。両方がそれぞれの役割を担って、権利を守っていくのだというところだと思います。この市民後見人の養成というのは、モデル事業で厚生労働省がやっていますが、一応3年という話を聞いています。その後も何らかの形でずっとやっていかれると思いますけれども、選挙の結果によってどう変わるか、予断を許さない気はしています。少なくとも大阪府としては今後も継続してこれに取り組んでいくことになると思います。その点について、今後この事業についてどのように取り組んでいくのかという決意表明を、庄司さん、橋本さん、山上所長からお聞きしたいと思います。

### 今後に向けて

- (庄司) 市民後見の推進事業は、先ほど養成と支援対策の2本柱が大事だという話だったと思いますが、もう一つ市長申立てが大事です。せっかく養成して、支援体制ができていても、申立てが進まないとなかなかう

まく活用ができないと思います。養成と支援体制と申立てを頑張ってやるということだと思っています。

(橋本) 社会福祉協議会としても職員の体制や予算のところでも楽ではないと思っており、現在16名の方に登録していただいているのですが、とても私たちは刺激を受けています。市民の力はこんなにあるのだと、すごく実感しています。私たちは本当にいろいろなケースを担当していて、日々すごく眉間にしわをよせながら支援していたときもあります。堀さんから、今日訪問に行ってきたと報告を聞くと、本当に市民後見人さんの感性というか、そういうところでこちらもすごくいい刺激を受けています。職員の体制などは厳しいかもしれませんが、社会福祉協議会として市民の方や地域福祉活動の担い手の支援に関われるというところで、できる限り頑張っていきたいと思っています。

(山上) 大阪府も、23年度の福祉部長のマニフェストに市民後見人事業を推進すると書いて、府内市町村でぜひ取り組んでいただけるように頑張っていくと言っています。私どももこういった実効性のある事業が市町村で取り組まれて、地域に権利擁護の仕組みづくりが進むことを期待しています。ぜひ、大阪府社会福祉協議会としても取り組みをすすめていきたいと思っています。

(井上) ありがとうございます。今日は堀さんにお越しいただいているので、会場の皆さんの中にはやってみようか、市民後見人養成講座を受けてみようかという思いが浮かんだ方もおられるかもしれません。ぜひ、エールを送っていただきたいと思います。

(堀) 今後、ますます認知症の高齢者が増えてくると思いますので、後見人の必要性もますます高まっていくと思われます。将来私が認知症になるかもしれないという不安もあります。お互いに助け合い、次の世代でもきちんと市民後見の役割を担ってくださる人につなげていきたい

と思います。私が1番バッターなのですが、次の方によきお手本になるような、そんな支援をさせていただきたいと思います。

やりがいについてですが、大体週1回ぐらい訪問して本人に顔を覚えてもらったのかと思って、その方の訪問のときに笑顔を見させてもらったら、来てよかったとか、喜んでもらえることが、私にとってはすごく今はやりがいになっています。

## まとめ

(井上) 成年後見人とは他人の権利擁護、他人の財産に関わる権限を持つわけですから、非常に責任は重い。だからちょっと手伝おうかという軽い気持ちではしんどいです。しかし、市民でもできるというのではなくて、市民だからできる後見人もあるわけです。専門職ではできないのです。われわれ弁護士ではできないというところで、市民だからできるという後見人があるということです。

もちろん不安も抱えるということですが、それを支えるシステム、組織をきちんと構築して、後見人を支える。ご本人を後見人が支える。後見人をセンターが支える。そういう形で協力をしていきましょう。まさに市民と専門職と行政のコラボレーションという、サブタイトルのような形ですということです。

大阪のパワーが一番強いと思っています。大阪の市民が一番パワーがあるということで、ぜひ大阪からこの形を発信していきたいと思えますし、皆さんにご協力いただきたいと思っています。行政の方は、市民後見人の育成に取り組むという覚悟で、今一度腹をくくっていただきたいと思っています。